

第十五章 文の他の成分

これまでは普通の文に見出される成分及び其の資格に就いてお話ししたのでありますが、特別な文には尙特別な成分があります。是から其のお話をしようと思ひます。

抑、普通の文章に於きましては、主語に就いて敘述するものは、述語又は補充成分を取つた述語であるのでありますが、或種の文章に於きましては、主語に就いて敘述するものが主語・述語を具へた節であることがあります。例へば「石炭は火力強し。」象は眼が小さい。」と云ふ文の「石炭」又は「象」と云ふ主語に對して敘述するものは「火力強し。」又は「眼が小さい。」で、一つは「火力」と云ふ主語「強し」と云ふ述語を有つて居り、他の一つは「眼」と云ふ主語「小さい」と云ふ述語を有つて居る節なのであります。處で斯る節は常に主語に對して一部分の敘述をして居るのであります。其の主語は全文の主語に屬した物事の一部分を表し、述語は其の一部分に對する敘述をするのであります。今の例で申しますれば、全文の主語「石炭」又は「象」の敘述は

色黒し。

質固し。

石炭は火力強し。

象は眼が小さい。

體が大きい。

鼻が長い。

杯と色々ある。「火力強し」。又は「眼が小さい」は其の一部分であつて、「火力」は「石炭」に屬する一部分、「強し」は其の敘述「眼」は「象」に屬する一部分、「小さい」は其の敘述であるのであります。全文の主語になるものを總主語と云ひます。却説總主語は概ね實體を表し其の一部分の敘述をする節は多くは固定的屬性を表します。凡實體はただ一つの固定的屬性を有つて居るのではなくして、多くの屬性が集つて其の全體の觀念を形作るのであります。言を換へて申しますれば實體は同時に多くの固定的屬性を有つて居るのであります。然るに吾々は或實體に就いて、其の屬性の總べてを混淆して敘述することが出来ませぬ。又實際其の必要もありませんから、多くの場合には屬性を一つ／＼敘述することになつて居ります。處て其の屬性を敘

述するに方つて單に云々だと云ふだけで、何に就いてさうだかを明示しない時には十分な思想を表すことが出来ませぬ。そこで特に實體に屬する或部分に就いて敘述する必要があります。これが此の一種の語法を生じた所以であるのであります。併し實體に屬する部分が容易に想像され推察されるものである場合には、特に之を表さないことがあります。例へば「石炭は色黒し。」と云ふ所を「石炭は黒し。」と云つて「色」を省き、「象は體が大きい。」と云ふ所を「象は大きい。」と云つて「體」を省く類であります。併し「石炭は火力強し。」と云ふ所を「石炭は強し。」と云ひ「象は眼が小さい。」と云ふ所を「象は小さい。」と云つては其の何の部分が強い、小さいか想像がつかまへませんから、之を省くことが出来ないであります。

前に申しますごとく、總主語は概ね實體を表すのでありますから、具體の名詞が其の役目を務め、其の一部分の敘述をする節は固定的屬性を表すのでありますから、形容詞又は形容動詞が其の述語の役目を務めることが多いのであります。例へば

支那は人口多し。太郎は成績優良なり。

總客語

賣藥は功能が薄い。金剛石は產出が稀だ。

併し形容詞でなくとも、固定的屬性即ち存在狀態等を表すものは節の述語になることが出来るのです。

彼は兩眼盲せり。父は年既に老いたり。水晶は外觀硝子の如し。駱駝は性克く渴に堪ふ。

彼は家が富んで居る。錫は色が銀に似て居る。此の石は形が寐た牛のやうだ。

次に普通の文章に於きましては、客語は併置された場合の外は、敘述の中に唯一つしかありませんが、或種の文に於きましてはそれが二つあつて、上のは全部を表し、下のは直接に述語の意味を補充して上の客語に屬する一部分を表して居ることがあります。例へば

一枝を折る者は一指を剪らむ。人つく牛をば角を切り、人食ふ馬をば耳を切る。

蜜柑は實を食べ、金柑は皮を食べる。

等の文に於て双線を施したものは全部を表し、單線を施したものは其の一

總主語・總客語に類する成分

同格語

部を表して居りまして、一部を表すものは直接に述語の意味を補充して居ります。此の關係は丁度總主語と其の一部分を敘述する節の主語との關係に似て居ります。此の上の客語の如く全部を表すものを總客語と云ひます。

總主語・總客語に類する成分は常に主語・客語ばかりでなく、他の成分にも存在して居るのです。例へば

學校は實業學校に入るを得策とす。

清和天皇の御代、貞觀三年に應天門が焼けた。

の如きもので、前のは補語、後のは修飾語に全部一部と二つづつあるのであります。

以上述べた所のものは上の語と下の語と同じ位格に立つて居るが、いづれも上の語は全部を表し、下の語は其の一部分を表して居るのです。處が茲に上の語と下の語と同じ位格であつて、而も同じ物事を表すものがあります。例へば

征夷大將軍家康は廣忠の長子なり。鎮西八郎爲朝を大島に流す。

提示語

事情を町奉行忠相に訴へた。弟時致と裾野の陣屋に忍び入つた。
等の文に於て、上の双線を施した語は、下の單線を施した語と同じ位格であつて、而も同じ物事を表して居る。斯る語を下の語に對して同格語と云ふのであります。

次に又或文に於きましては、人の視聽に特別な印象を與へんが爲に、思想の重要な部分を表す語を、其の在るべき普通の位置から離して、特に提げ出すことがあります。例へば

庶務は幹事之を處理す。君の令名は予夙に之を聞けり。

門は私が閉めました。机は人がこれを木で作る。

等は客語を提げ出したもの、

縦覽者は司會者出品に手を觸るる事を許さず。

上野の山は花がもう咲いた。

等は補語又は副詞的修飾語を提げ出したものであります。此等は一寸見た所では總主語に善く似て居りますけれども、其のさうでないことは、其の下の敘述が提げ出したものの一部分の敘述でないのでも分りますし、又全

文の意味を考へて見ても容易に知る事が出来るのであります。即ち提示されたものは多くは其の本來在るべき位置を置き換へられたもので「庶務は幹事之を處理す。」の「庶務」は「幹事庶務をば處理す。」の如く「幹事」の下に在るべきもの、「門は私が閉めました。」の「門」は「私が門は閉めました。」の如く「私が」の下に在るべきもので、後に云ふ成分の倒置であるのであります。併し普通の倒置は元の語形を其の儘に存するのでありますのに、此は主語に似た形に變ずるのみならず、前の例のやうに其の本來在るべき所に、更に之に相當する代名詞を置く慣例もあるのですから、普通の文の結構とは特に區別を要するのであります。斯の如く提げ出した語を提示語と名づけます。

提示語は唯今舉げたもののやうに、多くは「は」等の如き第二類の辭を附けて、或物事から他の物事を抽き出すのであります。又特に物事を呼び出して、下に何の辭も附けないものもあります。斯るものは其の形體の上から見ますと、文の組織には何等の關係もありませんが、其の意義の上から見ますと云ふと、矢張前の場合と同様に、下の句の一つの成分に過ぎないのであります。其の本來在るべき所を其の儘缺位にして置く事もあります。

そこに提示語に相當する代名詞を置くこともあるのです。次に其の例を舉げてお目にかけます。

あゝ正成、彼世を去つてより天下に又一人の彼なし。釋迦や基督や彼等何人ぞ。

向ふの帽子を被つて居る人ね、あれが私の學校の校長さんよ。

これは主語の提示語、

あゝペスタロッチ、我の彼に私淑する茲に年あり。

滿城の珍籍惜しむ人なし。不忍の池詩人之を小西湖と云ふ。ちる花の忘形見の峯の雲、そをだに残せ春の山風。

煙草を吸ふこと、唾を吐くこと、太腿を出すこと、これらは、電車内では、嚴禁されて居る。

これは補語又は客語の提示語、

林子平高山彦九郎蒲生君平此の三人を寛政の三奇士と云ふ。吉野山、花や盛に匂ふらむ。

林君と小田君と、この二人だけが今日缺席します。

獨立語

これは修飾語の提示語であるのであります。

✓提示語の中で、此の後の一體は前に申述べまする如く、形體の上からは、他の文の成分に何等の關係もないやうですけれども、意味の上からは、之に關係があるのてあります。茲に形體の上から見ても、意味の上から見ても、文の他の成分に全く關係のないものがあります。それに次の二通あります。其の^一は對者を呼び掛けて云ふ語であります。例へば

きりぎりす、いたくななきそ。君よ、何故に憂ふるぞ。朝臣や、みやすみ所求めよ。

太郎、使に行つて來い。お花や、もうお起きなさい。

の如きは夫であります。而も或學者は斯の如く用ゐた語を主語として立てますが、決してさうではありません。今さう誤解される原因を考へて見まするに、呼掛の語を用ゐるのは、命令又は禁止の文に多くて、命令又は禁止の文は多く主語を省くからの事であらうと思ひます。併し命令又は禁止の文に主語を省きますのは、命令又は禁止が對者に向つて云ふ性質のもので、其の命令され、禁止される動作の主語は必ず對者を表しますので、口上に

すまでもなく、容易に想像し、推察することが出来るからなのであります。それで命令又は禁止の文でないときには、呼掛の語の下に主語を出すことが多く、命令又は禁止の文でも第二類の辭を附ける必要のある場合には之を省略することはないのです。例へば

金子殿、此の馬何等の馬にて候ぞ。少納言よ、香爐峯の雪は如何ならむ。瓢や——我汝を愛す。

おとうさん、お客様が入らつしやいましたよ。お花や、此の縞柄は綺麗ではないか。

の如きは命令禁止の文でないから、馬「雪」「我」「お客様」「縞柄」「杯」といふ主語を擧げ、あゝ懷しき故郷、汝も永く我を忘るな。

次郎、お前だけ残つて居れ。

の如きは、禁止又は命令の文ながら、前のは「永く忘るな」と注文される者が對者以外にもある事を示す必要がある爲に、對者を表す「汝」と云ふ語の下にも、を附けて之を擧げ、次のは「残つて居れ」と注文される者が對者ばかりであることを示す必要がある爲に、對者を示す「お前」と云ふ語の下に「だけ」を附けて

(感歎の語)

之を挙げたのであります。即ち命令禁止の文であつて主語の舉げてないときには呼掛の語を主語とし、命令禁止の文でなくて主語を挙げたとき、又は命令禁止の文であつて主語を挙げたときには、呼掛の語を他の成分とすると云ふことは矛盾でありますからして、何うしても之は文の成分以外に立つものと説明しなければならぬと思ふのであります。又文法家の中には「きりぎりす」(汝)いたくな泣きそ。「太郎」(おまへ)使に行つて来い。等の例を見て、彼の提示語が或成分を提げ出すが如く、或成分を特に提げ出して呼び掛けたもののやうに思ふ人もあるかも知れませんが、其のさうでないことは前に挙げた「金子殿」此の馬何等の馬にて候ぞ。「おとうさん」お客様が入らつしやいましたよ。等の例から考へても直に了解されることと思ふのであります。√其の二は感歎を表す語であります。例へば

あゝ、悲しいかな。「あはれ、めでたき月かな。」すは、敵寄せ來たり。「南無三寶」我を助け給へ。「うらめしや、我をたばかりけり。

あう、こはい。「おや、よく入らつしやいましたね。」あれ、鈴蟲が鳴いて居る。「こら、待てぬざり。」はい、今すぐに。

の如きものであります。以上呼掛を表す語及び感歎を表す語を獨立語と云ひます。獨立語は文の他の成分に關係がないと云ふことから名づけた名であります。